富山県デジタルによる変革推進条例(仮称)(案)に対する意見の概要及び県の考え方

- ·意見募集期間 令和 5 年 12 月 15 日(金)~令和 6 年 1 月 12 日(金)
- ·意見提出件数 7件(4個人、1団体)

	意見の概要	県の考え方
	取組みは王道で反対するところがないが、逆に特色	条例では、デジタルによる変革を推進するうえ
	がないと感じる。	で基本となる大きな方向性を基本的な施策と
	他県との違いを明確にすることが、富山県の魅力アッ	して規定しています。
1	プや少子化対策、生産性向上などにつながるのでは	いただいたご意見については、各部局に共有
	ないか。	させていただくとともに、実施計画の策定及び
	よく意見を集め議論すれば、富山県の強みがどんど	今後の事業検討にあたっての参考とさせてい
	ん明確になるのではないか。	ただきます。
	セキュリティ対策関連は記載されているようだが、デ	今後、具体的な取組みを推進する際には、ご
	ジタル依存などデジタルによる影響を考慮すべきでは	指摘の面にも配慮するほか、必要に応じ適切
	ないか。	な対策を講じてまいります。
2	また、デジタルとアナログのギャップを最大限に活か	また、いただいたご意見は関係課とも共有し、
	し、双方の価値を際立たせるという観点から、ウェル	県の施策を検討する際の参考とさせていただ
	ビーイングの向上に関する記載を加えてみてはどう	きます。
	か。	
	デジタルの活用を促進するため、県の責務に「利用促	県民の皆様にデジタルを活用した行政手続き
	進の措置を講ずる」という趣旨の言葉を追加してはど	等をご利用いただくことは、県の重要な責務と
	うか。	考えます。
	案では、県民の役割として、デジタルによる変革を推	このため、いただいたご意見を踏まえ、県の責
	進していくことの重要性を「理解することに努める」の	務を修正します。
3	ほか、デジタルの「積極的な利用に努める」との記載	
	があるが、県の責務には「県民の理解を深めるよう努	
	める」としか記載がない。	
	デジタル化がだれにとってもよくなることであるという	
	理解を進め、さらに県民も利用できる支援を県が進め	
	ていくという姿勢を明確にしてはどうか。 基本的な施策に基づく県の取組みに対する意見(具	 いただいたご意見については、各部局に共有
4	本的な心状に盛り、宗の状況がに対する思光(呉本的な事業等の提案)	させていただくとともに、今後の事業検討にあ
7	(中間の事業等の)提案/	たっての参考とさせていただきます。
	デジタル化に対する県と市町村のギャップ(取組み意	県と市町村との間で認識の差などが生じない
	識の温度差)が存在すると感じる。県と市町村との対	よう、県と市町村が連携・協力しながらデジタ
5	話を継続し、協力体制を見出すことでこのギャップを	ルによる変革を推進する体制を構築してまい
	取り払い、県と市町村が強力なチームワークで取り組	ります。
	むことを期待する。	
	県民の役割に「デジタルを活用した社会経済活動へ	県民の皆様には、デジタルを活用したサービ
	の参加やデジタルを活用した行政手続及び行政サー	スや手続等を実際に利用することで、デジタ
	ビスの積極的な利用に努める」とあるが、県民にデジ	ルをより身近に感じ、その恩恵を実感し、さら
6	タルを積極的に利用することまで求めるのか。	にデジタルによる変革についての理解を深め
		ていただきたいと考えています。
		このため、県民の役割として、積極的な利用
		について条例に明記したいと考えます。
	事業者の役割に、デジタルによる変革を自ら活用しよ	変革をサポートする事業者の皆様には、事業
	うとする事業者について規定してあるが、このような	者の役割のなかの「県が実施するデジタルに
7	事業者と県との間に位置して、デジタルによる変革を	よる変革の推進に関する施策に協力するよう
'	サポートする大手キャリアやケーブルテレビ事業者の	努めるものとする」という規定に基づき、デジタ
	役割についても規定してみてはどうか。	ルによる変革を行政などとともに牽引する役
		割を果たしていただきたいと考えています。